

ふじみ野市広告付玄関マット設置取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱(平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。)に基づき、ふじみ野市(以下「市」という。)の庁舎等に設置する広告付玄関マット(以下「広告マット」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(広告掲示の基準)

第2条 広告マットに掲示する広告物は、要綱第3条及びふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領(以下「要領」という。)第2項に適合したものでなければならない。

(広告マットの設置場所)

第3条 広告マットの設置場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本庁舎正面出入口 風除室
- (2) 本庁舎北側出入口
- (3) 本庁舎東側出入口 風除室
- (4) 第二庁舎正面出入口 風除室
- (5) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める場所

(広告マット設置に係る条件等)

第4条 広告マット設置に係る条件等については、市及び広告マットの設置を希望する者(以下「設置事業者」という。)において、別途契約を締結することにより、広告料等、仕様、施工方法、及び維持管理等を定めるものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告マットに広告を掲出する者(以下「広告主」という。)の募集は、設置事業者が行うこととする。

2 市は、前項の募集を支援するため、市報ふじみ野、市ホームページ等により広告掲載希望者を公募することができる。

(掲示の申込み)

第6条 広告の掲示を申込みしようとする者(以下「申込者」という。)は、設置事業者に直接申込みしなければならない。

2 前項の申込みを受理した設置事業者は、要綱、要領及び本基準に反しないことを確認後、掲示しようとする広告の見本又は原稿及び必要な書類(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第7条 市長は、事業計画書の提出を受けたときは、掲示の可否を決定し、速やかに設置事業者に対して通知するものとする。

(広告料等の納付)

第8条 設置事業者が市に納付する広告料等の額は、市と設置事業者において別途協定を締結することにより定めるものとする。

2 前項に規定する広告料等は、市の指定する方法及び期日までに納付しなければならない。

(広告の作成及び掲示等)

第9条 広告の作成及び掲示は、設置事業者の負担において行うものとし、広告主が負担する費用については、設置事業者の定めるところによる。

2 広告物の掲示は、第3条に掲げる広告ごとに、設置事業者が定める方法により行うこととする。

3 広告物の撤去については、前条第1項の協定書により定めるものとする。

(広告料等の還付)

第10条 納入済みの広告料等は、還付しない。ただし、設置事業者の責めによらない理由によって広告の掲示ができなかったときは、この限りでない。

(掲示の取消し)

第11条 市長は、設置事業者が第8条第2項に定める指定期日までに広告料等を納入しないときは、広告の掲示を取り消すことができる。

(損害負担)

第12条 広告物の掲示にあたり、設置事業者が広告主及び第三者に及ぼした損害は、設置事業者が負担する。

(広告物の汚損等)

第13条 市は、広告物の汚損、毀損、滅失等について責を負わない。

(秘密の保持)

第14条 設置事業者は、広告掲載業務の実施にあたり知り得た業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月22日から施行する。